

男鹿市公告第 3 7 号

公募型プロポーザル方式で業務の受託予定者を選定するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 1 0 月 9 日

男鹿市長 菅 原 広 二

1 業務名

男鹿市複合交流施設整備基本計画策定業務

2 業務内容及び提出書類

「男鹿市複合交流施設整備基本計画策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領」のとおり

3 業務期限

契約締結の日から令和 9 年 1 1 月 3 0 日まで

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（以下「事業者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本市、国及び他の地方自治体から指名停止措置を、公告の日から契約締結までのいずれの日においても受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立てをした場合、募集開始の日までに同法の更生計画認可の決定がされていること。
- (4) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てをした場合、募集開始の日まで

に同法の再生計画認可の決定がされていること。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てをしている者でないこと。

(6) 国、県、市税等を滞納していないこと。

(7) 男鹿市暴力団排除条例（平成23年男鹿市条例第20号）に規定する暴力団又は暴力団員ではないこと、並びに暴力団経営支配法人等ではないこと。また、事業者又はその役員が、暴力団又は暴力団員並びに暴力団経営支配法人等と密接な関係を有しないこと。

(8) 共同事業体にあつては、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、以下の全ての要件を満たしていること。

① 全ての構成員が、上記(1)～(7)に掲げる条件を満たしていること。

② 構成員が本案件における他の共同事業体の構成員として、または単独により本プロポーザルに参加していないこと。

③ 構成員が代表構成員に発注者等と折衝する行為等を委任していること。

④ 本プロポーザルの参加表明書の提出時より前に、共同事業体を成立させていること。

⑤ 業務完了時まで、代表構成員の変更がないこと。

⑥ 本プロポーザルの参加表明書の提出時から契約締結時まで、構成員の変更がないこと。

(8) 今後の設計業務への円滑な移行を見据え、一定の建設コンサルタント業務能力を有すること。

5 スケジュール

項目	期間
公募開始（公告日）	令和 8 年10月9日（金）
質問書の受付期間	令和 8 年10月20日（火） 午後5時必着
質問書への回答	令和 8 年10月22日（木）
参加表明書の提出期限	令和 8 年10月26日（月） 午後5時必着
参加資格決定通知	令和 8 年10月28日（水）
企画提案書等提出期限	令和 8 年11月17日（火） 午後5時必着
一次審査結果の通知	令和 8 年11月20日（金）
プレゼンテーション・ ヒアリング	令和 8 年11月30日（月）
審査結果の通知	令和 8 年12月2日（水） ※予定
委託契約締結	令和 8 年12月7日（月） ※予定